

# 介護保険料額のお知らせ

7月中旬に、令和8年度の介護保険料額決定通知書を送付しますので確認してください。

介護保険料の額は一人一人の収入を考慮して所得段階により異なります。

☎ 高齢介護課 ☎ 9155 (介護保険制度) 課税課 ☎ 9114 (介護保険料)

保険料段階		保険料			
		月額	年額		
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	※1,567円	※1万8,804円		
	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が82万6,500円以下の人				
第2段階	世帯全員が市民税非課税	82万6,500円超 120万円以下の人	※2,309円	※2万7,711円	
第3段階		120万円を超える人	※3,766円	※4万5,196円	
第4段階	本人が市民税非課税 (世帯に課税者あり)	本人の前年の課税年金 収入額とその他の合計 所得金額の合計額が	82万6,500円以下 の人	4,949円	5万9,382円
第5段階 基準額			82万6,500円を 超える人	5,498円	6万5,980円
第6段階			125万円未満の人	6,598円	7万9,176円
第7段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得 金額が	125万円以上 200万円未満の人	7,148円	8万5,774円
第8段階			200万円以上 300万円未満の人	8,248円	9万8,970円
第9段階			300万円以上 400万円未満の人	9,072円	10万8,867円
第10段階			400万円以上 600万円未満の人	9,622円	11万5,465円
第11段階			600万円以上 800万円未満の人	1万172円	12万2,063円
第12段階			800万円以上 1,000万円未満の人	1万997円	13万1,960円
第13段階			1,000万円以上の人	1万2,096円	14万5,156円

## 税制改正に伴う注意事項

令和7年度の税制改正による給与所得控除の引き上げに伴う注意事項は次のとおりです。介護保険料制度を維持するための措置ですので、ご理解をお願いします。

●令和8年度の介護保険料の算定や世帯の市民税の課税・非課税の判定は税制改正前の控除額(55万円)を用います。

●令和8年度の市民税が非課税である場合も、保険料段階は課税とみなす場合があります。

※給与収入金額が190万円超の場合は給与所得控除に改正はありません

# もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A

☎ こども家庭庁コールセンター ☎ 0120(303)272 受付時間 9時から18時(日曜、祝日を除く)

## Q 「子ども・子育て支援金制度」とは?

A 全ての世代や企業の皆さんからの支援金を子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

## Q どうして「支援金制度」が必要なのですか?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

## Q 収入が少なくても、支払う必要がありますか?

A 支援金は所得に応じて拠出してもらいますが、医療保険料(税)と同様に、低所得の人に対する保険料(税)軽減措置を設けています。

## Q なぜ独身や高齢者も支払うのですか?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての人にメリットがあるため、独身の人や高齢者など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

## Q 支援金により負担が増えますか?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか  
こども家庭庁  
詳しくは、こども家庭庁ホームページを確認してください



## 介護サービスを利用する人へ

☎ 高齢介護課 ☎ 9157

### ■介護保険負担割合証の発行

事業対象者または要支援・要介護の認定を受けている人全員に、8月からの利用者負担の割合(1~3割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付します。

### ■食費などの負担軽減

介護保険施設に入所した場合(ショートステイを含む)、介護サービス費とは別に居住費・食費が必要です。

ただし、一定の条件を満たす人は、申請により、この居住費・食費が軽減される制度があります。

現在、負担の軽減を受けている人の有効期限は7月末であるため、毎年更新の手続きが必要です。通知を送付しているため、早めに手続きをしてください。

対象 市民税非課税世帯の人で、預貯金などが単身または夫婦で一定の金額以下の人

※負担軽減の割合や預貯金などの資産要件は、所得に応じて異なります



### ■福祉用具購入費と住宅改修費の支給

介護保険には、福祉用具の購入や住宅改修を行った場合に、かかった費用の7割~9割を支給する制度があります。

対象 要介護・要支援認定を受けている人

#### ●福祉用具の購入費

福祉用具販売事業所の指定を受けている販売店で購入してください。指定以外の販売店で購入したものは、支給の対象とはなりません。

支給対象 ポータブルトイレや入浴補助用具など

※車椅子や介護用ベッドは貸与のみ

支給限度額 1人当たり1年間で、原則9万円(一定以上の所得者は7~8万円)

#### ●住宅改修費

支給を受けるためには、事前に申請が必要です。まずはケアマネジャーなどに相談してください。

支給対象 手すりの取り付け、床の段差解消、床材の変更、扉や便器の取り替えなど

支給限度額 1人当たり原則18万円(一定以上の所得者は14~16万円)